平成３０年（フ）第８４０号
千葉県船橋市二和西６―20―21、住民票上の住所大阪府高槻市清福寺町18番12―102号
債務者　清水　賢次
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　一誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０３号
香川県高松市松島町３丁目８番26号　尾崎アパート
債務者　尾崎　竹彦
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村聡一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３号
埼玉県羽生市東９―５―14、住民票上の住所埼玉県羽生市大字藤井上組1181番地10
債務者　今泉　聖人
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第７１号
埼玉県行田市大字若小玉2671番地５　ファミールメゾンＣ101
債務者　福田　清志
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　道子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８３３号
広島市安芸区矢野西２丁目１番１―403号
債務者　岡　　宏文
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　　茜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４１号
広島市安佐南区高取北１丁目７番５号
債務者　長尾　民子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深田　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２号
宮崎県都城市早水町13号６番地　コスモスハウスＦ棟
債務者　新村　康彦
1　決定年月日時　平成30年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小久保　光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第５８号
高知県南国市岡豊町笠ノ川419番地４
債務者　西川　将人
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊野部　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２２号
福岡県築上郡吉富町大字広津1153番地７
債務者　鳴ず屋こと　藤川　道紀
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
大分市大字中戸次1249番地の１
債務者　渡邉　　亮
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本すみれ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１１号
島根県浜田市長沢町711番地９（102）
債務者　古川由美子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　許　　泰朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第５９号
愛媛県松山市居相５丁目３番12号　ユーミーフォートレスＴ101号
債務者　山崎　竜馬
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６１号
福島県郡山市西田町三町目字栢作152番地の１
債務者　増子　典子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小室　未来
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１号
福島県田村郡三春町字新町84番地の２
債務者　結城　秀司
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
福島県郡山市赤木町14番10号　フレスクーラＫ＆Ｍ302号、従前の住所福島県郡山市芳賀１丁目９番13号　山口ハイツ303号
債務者　吉田　　輔
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　隆亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２１６号
埼玉県鴻巣市小松１丁目５番27号
債務者　對馬　優子
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７５号
名古屋市西区幅下２丁目７番27号　サンパーク第２幅下602号
債務者　神野　　修
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　英生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部